

No. 1859
2019・12・23

毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メール
miyosiminsyo@www41.tiki.ne.jp安芸高田市で所得税法56条廃止運動を！
婦人部役員と高田の婦人部役員の交流会

12月9日、吉田のすが美容室で、三次民商婦人部の役員4名と高田支部の婦人部役員4名が集まり、交流会を開きました。この交流会は7月に行った婦人部総会で、『所得税法56条』の廃止運動が話題に上がり、まず高田支部の婦人部役員と婦人部役員がもっと交流しようという決まり実現しました。



最初に事務局長から、今年に政令市で初めて所得税法56条の見直しを求める意見が採択された広島市のニュースを題材に、56条の中身と、なぜ廃止に向けての運動をして、多くの会員・部員に知らせようという、と年1回の交流会が決定しました。

「なるほど、こういうことで運動が必要なのか」「でもどうしたらいいの?」と感想が。今後は「まずは高田支部で所得税法56条の学習会をして、安芸高田市では1度、市議会議員や商工会女性部と懇談をしたものの、その後運動が止まっていた。改めて学習してみると、



12月13日、南畑敷班は忘年会を『さざん草』で行い7名が参加しました。婦人部が行っている女子会キヤンペーンをさっそく活用し、参加した婦人部員はちよつと御膳を豪華に。参加した男子はうらやましうに眺めていました。

引換券を書き書き

南畑敷班忘年会

所得税法56条とは

「事業主の配偶者やその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に参入しない」(条文趣旨)という内容で、配偶者や子どもはタダ働き。

事業主の申告時、配偶者は86万円、それ以外の家族は50万円が控除されるのみです。

実働時間でみれば、最低賃金からもかけ離れています。

甲田1・2班忘年会



12月12日、甲田1・2班は忘年会を新宅さん宅で開き7名が参加しました。大杉さんが作った弁当を前にみんなで乾杯。グループ補助金を申請していた宮本さんから、明日に補助金が振り込まれることが報告さ

裏面へ

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

消費税・軽減税率の特例 年内の届出、忘れずに!!

消費税の複数税率導入に伴い、一般課税制度の中小業者で、課税仕入れ等を税率の異なるごとに区分することについて困難な事情があれば、簡易課税制度の特例を適用することができます。

※詳しくは民商まで

新市政へ交渉と懇談が決まりました。

三次市交渉

1月28日(火)
11時～12時

三次市役所

ノア君を探しています

我が家の猫がいなくなりました。
名前は『ノア』です。

もし、見かけた方は連絡をお願いします。



特徴 黒猫 3才 オス

長いしっぽ 目色は黄色 赤黄色の首輪をしています。

連絡先 三次市十日市中一丁目4-44-1

『つどいっ亭』村田

63-3310 (090-1189-0208)

表面のつづき

れ、困難なことを班の仲間の支えで乗り越えられた感謝の言葉がありました。

今年は支部のビアパーティーやゴルフコンペなど多くの民商の行事に参加した班でもあり、話題はつきません。健康や介護の話もあり、健診を受けていこうという話も...。最後に緊急アンケートをみんなで書いて、改めて消費税増税による景気悪化が語られ、署名をみんなで集めようとなりました。

年末調整点検会

☆三次会場☆

12月23日(月)

三次民商事務所
午後2時～5時

☆高田会場☆

12月20日(金)

高田事務所
午後3時～5時

1月8日(水)

三次民商事務所
午後2時～5時

1月10日(金)

高田事務所
午後3時～5時

1月14日(火)

三次民商事務所
午後2時～5時

1月17日(金)

高田事務所
午後3時～7時

☆年末年始の 事務所休業

事務所休業

12月28日(土)～

1月5日(日)

※本号が12月23日付けで年内最終号となります。

新年号は12月26日から順次

☆常任理事会

1月8日(水)

午後7時～

三次民商事務所

降ろします。

1月当番の方は忘れなく

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次
FAX

(0824) 62-3535
(0824) 62-1654